masuda funai

News & Types: Immigration Monthly Updates

ビジネス移民法ニュース（2026年11月号）が発行されました。

11/24/2026

By: ジュリー エメリック, アン ミラー

Practices: 移民法

米国労働省（DOL）、PERMプログラムへの大幅な変更を提案

2026年11月17日、米国労働省（DOL）は、PERMプログラムを現代化し、大幅な変更を加えるための改定案を公表しました。PERMプログラムは、ほとんどの申請者にとって、就労ベースの永住権（グリーンカード）取得プロセスの第一段階となります。PERM申請を承認するためには、DOLは以下の点を認定しなければなりません。

1. 雇用が行われる場所において、提示された職種について、能力があり、就労の意思があり、資格を有し、かつ雇用可能な米国人労働者が十分にいないこと。
2. 当該雇用が、同様の職務に従事する米国人労働者の賃金および労働条件に悪影響を及ぼさないこと。

DOLによる最後のPERMプログラムの改定は20年以上前になります。以下が、DOLが提案しているより重要な変更点の概要になります。

1. **PERMの採用プロセスの近代化** – 提案されている改正案は、現行の義務的な採用プロセスを多くの点で変更するものです。最もポジティブな変更点の一つは、新聞広告による募集義務が撤廃される点です。DOLは、当該義務に代えて、所定の募集媒体・募集方法を指定しており、職種が専門職、熟練職、非熟練職のいずれであるかにかかわらず、すべての雇用主はこれを遵守しなければなりません。
2. **PERM募集期間の拡大と制限** – 提案された改正案では、募集期間について、以下のようなより広範かつ制限的な規定が設けられています。
    1. DOLによる一般賃金決定が発行されるまで、採用活動を開始することはできない。
    2. 採用活動は最低90日間実施されなければならない。
    3. PERM申請は、採用活動の完了から30日以内に提出しなければならない。
3. **提出通知（NOF）** – 改正案によると、提出通知（NOF）の手続きが変更されます。掲示は提出予定日の10日前から開始されなければならず、PERM申請書の提出後も、PERMの認定・承認がなされるまで継続することが求められます。さらに、当該掲示義務は、米国市民権・移民局（USCIS）による

© 2026 Masuda, Funai, Eifert & Mitchell, Ltd. All rights reserved. 本書は、特定の事実や状況に関する法務アドバイスまたは法的見解に代わるものではありません。本書に含まれる内容は、情報の提供を目的としたものです。かかる情報を利用なさる場合は、弁護士にご相談の上、アドバイスに従ってください。本書は、広告物とみなされることもあります。

Form I-140（外国人労働者向け移民請願書）の承認または却下に至るまで継続しなければなりません。

4. **PERM申請** – 現行制度の下では、雇用主はPERM申請書に添付書類を同封して提出することを求められてはいません。提案されている改正案では、申請手続きの一環として、雇用主が募集報告書、募集関連書類、および応募者の履歴書をアップロードすることが義務付けられることとなっています。雇用主が必要な書類をすべてアップロードしない場合、PERM申請は即座に却下されます。
5. **レイオフ** – 現行制度の下では、PERM申請の提出日から遡って180日以内に、同一または類似の職種において当該勤務地でレイオフを行った雇用主は、レイオフの対象となった労働者に求人の通知を行い、かつ当該労働者を募集職位の採用対象として検討した場合のみ、PERM申請を行うことができることとされています。 これに対し、改正案では、過去2年間に同一または類似の職種において当該勤務地でレイオフを行った雇用主は、外国人労働者に代わってPERM申請を行うことが認められなくなります。

この改正案に対する意見は、2027年1月19日までにDOLに提出することができます。意見募集期間が終了した後、DOLは寄せられた意見を審査し、最終規則を公布します。最終規則は2027年の夏頃に公布されると見込まれています。

中間選挙後の就労ベースの移民制度

雇用主は、2027年に移民法執行の強化、就労ビザに対する審査の厳格化、およびコンプライアンス要件の追加が見込まれることを念頭に置いておくべきでしょう。

雇用主が注視すべき主要分野

職場におけるコンプライアンスと取り締まりの強化：雇用主は、就労ベースの移民プログラム、特にH-1BおよびSTEM OPT案件に対する審査の厳格化に直面する可能性があります。特に重点的に確認されることとなる可能性が高い分野は以下の通りです。

- 米国移民局（USCIS）の詐欺検知・国家安全保障局（FDNS）による抜き打ちの現場訪問を通じた、詐欺およびコンプライアンス調査の増加。
- ビザ嘆願書の審査において、米国移民局が職務内容や従業員の勤務地（リモートワークの体制を含む）に一層重点を置くようになること。
- 顧客の事業所へ従業員を派遣している雇用主に対する、当局からの追加の書類提出要請（証拠提出要請、通称「RFE」）、監査、または調査の実施。

ビザ申請に対する審査の厳格化：米国領事館でのビザ面接の予約枠はすでに限られています。面接の際、領事官はより詳細なビザ面接を実施し、以下の点に重点を置くことが予想されます。

- ソーシャルメディアへの投稿
- 「パブリック・チャージ（公的扶助の負担）」に関する考慮事項および経済的支援

© 2026 Masuda, Funai, Eifert & Mitchell, Ltd. All rights reserved. 本書は、特定の事実や状況に関する法務アドバイスまたは法的見解に代わるものではありません。本書に含まれる内容は、情報の提供を目的としたものです。かかる情報を利用なさる場合は、弁護士にご相談の上、アドバイスに従ってください。本書は、広告物とみなされることもあります。

- 米国への渡航目的の確認および米国移民局により承認されたビザ分類の正当性

ビザ審査の遅延により外国人従業員の米国への帰国が遅れる場合、雇用主は代替的な勤務体制や緊急時対応策を検討することが望ましいでしょう。

グリーンカードスポンサーシッププログラムに対する監査の増加：現政権は、賃金に関する法令遵守および米国人労働者の保護に引き続き重点を置くものとみられています。外国人のグリーンカード取得をスポンサーしている雇用主は、以下のような事態に直面する可能性があります。

- DOLによる調査の増加
- 一般賃金の引き上げ
- PERM申請に対する監査の頻度増加および採用慣行の追加審査
- 人員削減やレイオフに関する審査の厳格化

議会が民主党多数派によって主導されているとはいえ、移民法に関する大規模な法改正は依然として困難な状況にあります。そのため、移民法分野における今後の重要な変更のいくつかは、政府機関によるガイダンス、政策の見直し、処理の遅延、あるいは執行上の優先順位の変更という形で現れる可能性があります。

雇用主は、2027年に向けてビザの処理期間の長期化、政府によるさらなる精査、およびコンプライアンス対応の増加に備える必要があります。海外出張や就労ビザ申請に関する事前の計画立案は、これまで以上に重要となるでしょう。

トレンドウォッチ：ビザの処理状況

米国の領事館は、予約の滞留解消に努めているものの、セキュリティ審査や不正行為の検知に重点を置くよう求められています。ビザ申請者は、引き続き予約の空き状況に遅れが生じたり、面接プロセスにおいて追加の審査や精査を受けたり、事務処理の都合によりビザの発給が遅延したりする事態に直面することがあるでしょう。

ビザ申請者が注意すべき主な点

海外旅行をご予定ですか？ビザの発給遅延がさらに増える見込みです。多くの在外公館では、ビザ発給前にこれまで以上に徹底したセキュリティ審査を実施しています。一部の申請者には、過去15年間の渡航歴、職歴、住所、ソーシャルメディアの利用履歴を記載したForm DS-5535の提出が求められています。この追加審査が必要となった場合、ビザの発給が数ヶ月遅れる可能性があります。ビザ申請者はビザが発給されることが確実になるまで、旅行計画を立てるのを控えるよう、留意する必要があります。

どのようなビザ申請者が追加審査の対象となる可能性があるか？ F-1学生、STEM、AI、半導体、バイオテクノロジー、航空宇宙、先端製造分野で働く個人、海外渡航歴が豊富な申請者、およびセキュリティ審査が強化されている国の国民または居住者です。

© 2026 Masuda, Funai, Eifert & Mitchell, Ltd. All rights reserved. 本書は、特定の事実や状況に関する法務アドバイスまたは法的見解に代わるものではありません。本書に含まれる内容は、情報の提供を目的としたものです。かかる情報を利用なさる場合は、弁護士にご相談の上、アドバイスに従ってください。本書は、広告物とみなされることもあります。

ビザ審査官が懸念する点は何ですか？就労ビザの場合、領事官は、従業員の勤務地、給与が予定通り支払われているか、リモートワークの取り決め、顧客先での勤務、および雇用主の事業運営状況について、ますます厳格に審査するようになっています。

「Refused（拒否）」というステータスは、ビザ申請の却下を意味するのでしょうか？「Refused」というステータスは、多くの場合、ビザ申請が恒久的に却下されたことを意味するのではなく、ビザ審査官が案件を審査するために追加の時間を必要としていることを示しています。 ビザ審査官は、ビザ申請書に記載された情報を確認するために、申請者の学校や雇用主に連絡を取る場合があります。米国大使館・領事館から直接の連絡がない場合でも、「最終更新日」が定期的に変更されることがあるため、ビザ申請者は自身の申請状況を常に確認する必要があります。申請が承認されビザが発給されれば、この「Refused」ステータスは取り消されますが、将来ビザ申請する場合には、このような一時的な「Refused」ステータスについて説明することをお勧めします。

2027年に向けた全体的な傾向として、多くの就労ビザ申請においては、米国移民局による審査がもはや遅延の主な原因ではなくなっていることが挙げられます。ビザの発給遅延は、セキュリティ審査、追加審査、および個々の米国大使館・領事館における人員不足によって引き起こされるケースが増加しています。

トレンドウォッチ： ホリデーシーズンの旅行

ホリデーシーズンが近づくにつれ、旅行者は以下の事項に注意する必要があります。

- **出国確認**：非米国市民の方は、CBPLinkモバイルアプリを使用して出国を確認することを推奨します。出国を報告することは、H-1BやL-1ビザの就労者など、ビザに滞在期間の制限があり、滞在期間を再取得する必要がある可能性のある方にとって、米国外での滞在期間を確認するのに役立ちます。永住権者も、将来の帰化資格の追跡に役立てるため、出国を報告することをお勧めします。 CBPLinkモバイルアプリでは、出国情報を送信する際、旅行者が米国から少なくとも3マイル離れた場所にいなければならず、報告は出国後24時間以内に行う必要があります。出国報告を提出することで、米国への再入国時の遅延やCBP事務所への不必要な送致を防ぐのに役立つ場合があります。
- **到着時の検査に備えて書類を準備しておくこと**：すべての旅行者は、米国到着時に有効なパスポートを所持している必要があります。永住権者は、グリーンカードに加え、グリーンカードの更新申請が審査中であることを証明する書類（該当する場合）も必要です。米国外に180日以上滞在する場合、永住権者はSB-1ビザまたは再入国許可証（あるいは再入国許可証を申請したことを証明する書類）も所持している必要があります。 その他の非米国市民は、ビザなどの在留資格を証明する書類、および入国審査承認通知（I-797）など、米国での滞在が許可されている期間を証明する書類を所持する必要があります。
- **グローバルエントリー（Global Entry）の利用**：グローバルエントリーに登録していない旅行者は、この機会に信頼できる旅行者プログラムであるグローバルエントリーの利用を検討するとよいでしょう。米国市民および永住権者はもちろんｎ、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、バーレーン、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、ドミニカ共和国、エルサルバドル、ドイツ、インド、日本、ヨルダン、メキシコ、オランダ、パナマ、サウジアラビア、シンガポール、韓国、スイス、台湾、アラブ首長国連邦、英

© 2026 Masuda, Funai, Eifert & Mitchell, Ltd. All rights reserved. 本書は、特定の事実や状況に関する法務アドバイスまたは法的見解に代わるものではありません。本書に含まれる内容は、情報の提供を目的としたものです。かかる情報を利用なさる場合は、弁護士にご相談の上、アドバイスに従ってください。本書は、広告物とみなされることもあります。

国の市民もグローバルエントリーへの申請が可能です。 グローバルエントリーの申請で条件付き承認を受けた方は、「到着時登録（Enrollment on Arrival：EoA）」の一環として、米国到着時に申請を完了できる場合があります。

- **米国への持ち込み品の制限**：母国の食品をお土産として持参したいと考える方も多いと思われますが、米国では持ち込みが許可されない品々があります。食品やその他の物品を米国に持ち込む前に、制限や禁止事項を確認してください。多くの州でマリファナの使用が許可されていますが、マリファナおよびTHC製品は米国連邦法の下では依然として違法です。また、10,000.00ドルを超える現金を持ち込む場合は、通貨および金融商品報告書（CMIR）の提出が義務付けられています。

国務省、裁判所の判決にもかかわらず多様性移民ビザの発給を一時停止

2026年8月31日、米国国務省（DOS）は、一般に「グリーンカード抽選」として知られるすべての多様性移民ビザ（DV）の発給を新たに一時停止すると発表しました。国務省は、国家安全保障および公共の安全に関する懸念を理由に、DVビザプログラム内の審査および身元調査手続きの見直しを行うため、新たに一時停止措置を実施したと説明しました。

新方針の下で、DVビザの申請者は引き続き申請書の提出や予定されている米国大使館・領事館での面接を受けることができます。ただし、一時停止措置が有効である間は、多様性ビザは発行されません。同省は、人道的な事情を含め、この方針に例外はないことを確認しています。過去に発行されたビザは取り消されていません。

この一時停止措置は、DVビザの資格が特定の会計年度に限定されているため、特に重大な意味を持ちます。DV-2027の当選者については、2027年9月30日までにビザの発給がなされなければなりません。該当する会計年度の期限までにビザを受領できなかった申請者は、たとえ抽選で当選し、面接手続きを完了していたとしても、原則として資格を失うことになります。国務省は、DVビザの発給がいつ再開されるかについては発表していません。

*上記以外の移民法ニュースに関しては、英語版をご参照ください。

Follow us on LinkedIn for additional Legal Updates.

増田・舟井法律事務所は、米国でビジネスを展開する日本企業の代理を主な業務とする総合法律事務所です。

当事務所は、シカゴ、デトロイト、ロサンゼルス、およびシャンバーグに拠点を有しています。

© 2026 Masuda, Funai, Eifert & Mitchell, Ltd. All rights reserved. 本書は、特定の事実や状況に関する法務アドバイスまたは法的見解に代わるものではありません。本書に含まれる内容は、情報の提供を目的としたものです。かかる情報を利用なさる場合は、弁護士にご相談の上、アドバイスに従ってください。本書は、広告物とみなされることもあります。